

平成31年度 NPO関連予算の特徴		新たな待機児童対策提案型事業、被災者見守り・相談支援事業の新設を初め、 全ての人が安心して暮らせる社会に向けた環境を作るために要する予算を確保した。										
連番	事業名	新・ 継 区分	施策・事業概要	31年度予算 額 (百万円)	30年度予算 額 (百万円)	補助率 上限額	実地主体	公募スケ ジュール	申請方法	照会窓口	30年度NPO への実績	備考
1	地域の健康増進活動支援事業	継続	健康づくり活動に取り組む民間団体の、健康づくりの牽引役となる人材の育成やボランティアを活用する主体的かつ自由な発想に基づく取組について、補助金を交付する。	76	76	定額 (10/10)	NPO法人等	平成31年 2月1日 ～21日	健康局健康課に実施計画書を提出	健康局健康課（内線2971）	3件	資料1
2	がん検診従事者研修事業	継続	胃内視鏡検査を実施する医師に対して、安全管理体制の整備に係る研修を実施する。	15	15	1/2	都道府県 公益法人 一般社団法人 一般財団法人 NPO法人等	平成31年 4月頃	健康局がん・疾病対策課に実施計画書を提出	健康局がん・疾病対策課（内線4604）	0件	資料2
3	HIV感染者等のNGO等への支援事業	継続	HIV感染者等で構成されるNPO・NGOによる活動を支援し、効果的で当事者性のあるHIV感染予防の普及啓発や患者支援を図る。	(135の内数)	(135の内数)	定額 (10/10)	NPO法人等	平成31年1月～ 3月	健康局結核感染症課に実施計画書を提出	健康局結核感染症課（内線2358）	5件	資料3

4	障害者就業・生活支援センターによる地域における就労支援	名称 変更	障害者就業・生活支援センターが、障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関と連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行う。	(8,349の内 数)	(8,019の内 数)	10/10 ※委託 費の上 限額内 で交付	<実施主体> 都道府県 <委託先> 社会福祉法人 NPO法人 一般社団法人 一般財団法人 医療法人等	実施主体 により異 なる	実施主体に より異なる	職業安定局 障害者雇用 対策課地域 就労支援室 03-5253-111 1 (内線5832)	23件 612百万円	資料4 <旧名称> 雇用と 福祉の 連携に よる地 域に密 着した 就労支 援の実 施
5	離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの推進	継続	都道府県等が行う公共職業訓練（離職者に対する訓練）について、公共職業能力開発施設で行うほか、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施する。	63,728	61,837	10/10 ※委託 費の上 限額内 で交付	<実施主体> 都道府県及び横浜市 <委託先> 民間企業 専修学校・各種学校 大学・大学院 NPO法人等	実施主体 により異 なる。	都道府県が 実施する委 託先の募集 に応募する	実施主体の 担当課	NPO法人への 実績につい ては、実施主 体によって 実施方法が 異なるため 把握してい ない	資料5
6	求職者支援制度	継続	民間教育訓練機関等を活用して、雇用保険を受給できない求職者に対して、就職に必要な技能と知識の向上を図る訓練を実施する。	6,943	8,270	訓練の 受講者1 人につ き5万 ~7万円	<実施主体> 国 (都道府県労働局、 (独)高齢・障害・求 職者雇用支援機構) <委託先> 民間企業 専修学校・ 各種学校 大学・大学院 NPO法人等	原則とし て四半期 ごとに申 請の受付	認定申請書 等を提出す る	(独)高齢・ 障害・求職者 雇用支援機 構都道府県 職業訓練支 援センター	年度終了後 に集計	資料6

7	障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施	継続	企業、社会福祉法人、NPO 法人、民間教育訓練機関等多様な委託先を活用することにより、個々の障害者の態様や企業のニーズに対応した委託訓練を実施する。	1,399	1,406	10/10 ※委託費の上限額内で交付	<実施主体> 都道府県 <委託先> 民間企業 社会福祉法人 NPO 法人 等	都道府県により異なる。	都道府県が実施する委託先機関の募集に応募する。	都道府県の担当課	NPO 法人への実績については、都道府県によって実施方法が異なるため把握していない。	資料7
8	若者職業的自立支援推進事業	継続	「地域若者サポートステーション」において、職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援等を実施する。	3,960	3,933	10/10	<実施主体> 国 <委託先> 民間企業 NPO 法人等	都道府県労働局において公示（平成31年1月21日～2月22日）	都道府県労働局に入札書及び提案書を提出	人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室 03-5253-1111 (内線 5969)	94 件 契約金額： 2,227 百万円	資料8
9	保育園等整備交付金	継続	施設整備（創設、増築、増改築等）に係る経費の一部を補助する。	(74,681 の内数)	(106,566 の内数)(うち補正予算額 40,195)	定 額 (1/2 相当) ※子育 て安心 プラン に参加 する一 定の自 治体の 場合 2/3 相当	<実施主体> 市区町村 <設置主体> NPO 法人等	協議書の提出期限は2月、4月、6月、8月、10月の5回を予定している。	市町村を通じて協議書を提出。	実施主体の保育担当課	13 件 760,456 千円	資料9

10	保育対策 総合支援 事業費助 保金（う ち、民有地 マッチン グ事業）	継続	地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育園等整備を希望する法人の公募・選考等に必要な経費の一部を補助する。	(39,382の内 数)	(38,144の 内数)	1/2	<実施主体> 都道府県 市区町村 都道府県等が認めた 者 <委託先> NPO 法人等	実施主体 によって 異なる。	実施主体に よって異な る。	実施主体の 保育担当課	—	資料 10
11	保育対策 総合支援 事業費補 助金（う ち、保育園 等改修費 等支援事 業）	継続	保育園等を賃貸物件を活用して設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育園等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。	(39,382の内 数)	(49,199の 内数)（うち 補正予算額 11,055)	1/2 ※子育 て安心 プラン に参加 する一 定の自 治体の 場合 2/3	<実施主体> 市区町村 <設置主体> NPO 法人等	実施主体 によって 異なる。	実施主体に よって異な る。	実施主体の 保育担当課	—	資料 11
12	保育対策 総合支援 事業費補 助金（う ち、①保育 園設置促 進事業、② 都市部に おける保 育園等へ の賃借料 支援事業）	継続	①保育園等の整備にあたり、土地の確保が困難な都市部等での保育園等の整備を促進するため、土地借料の一部を補助する。 ②賃借料が局地的に実勢と乖離している地域の保育園について、公定価格における賃借料加算との乖離分を補助する。	(39,382の内 数)	(38,144の 内数)	1/2	<実施主体> 市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体 によって 異なる。	実施主体に よって異な る。	実施主体の 保育担当課	—	資料 12 ～13

13	保育対策 総合支援 事業費補 助金（う ち、①保育 士・保育園 支援セン ター設置 運営事業、 ②若手保 育士や保 育事業者 への巡回 支援事業）	継続	①潜在保育士への就職支援、保育園に勤務する保育士等への相談支援、保育園の潜在保育士活用支援等を実施する保育士・保育園支援センターの設置・運営に要する費用の一部を補助する。 ②保育園等に勤務する経験年数の少ない保育士や保育事業者を対象とした巡回支援に要する費用の一部を補助する。	(39,382の内 数)	(38,144の内 数)	1/2	① 都道府県 指定都市 中核市 ② 都道府県 市区町村 <委託先> NPO法人等	実施主体 によって 異なる。	実施主体に よって異な る。	実施主体の 保育担当課	—	資料 14 ～15
14	保育対策 総合支援 事業費補 助金（う ち、①保育 環境改善 等事業、② 広域的保 育園等利 用事業、③ 家庭支援 推進保育 事業、④保 育利用支 援事業（入 園予約	継続	①保育園等において、障害児を受け入れるために必要な改修等、病児・病後児保育（体調不良児対応型）の設備の整備等に必要な経費の一部を補助する。 ②こども送迎センターから保育園等又は保育園等から屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎を実施するための費用の一部を補助する。 ③家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童を多数（40%以上）受け入れている保育園に対して保育士の加配を行う。 ④保護者が育児休業取得後に保育の提供を受けられるよう予約制の仕組みを設ける際に必要な経費の一部を補助する。 ⑤小規模保育事業などを利用する子どもの3歳到達時における保育園等への円滑な接続を図る	(39,382の内 数)	(38,144の内 数)	① 1/2, 1/3 ②～⑥ 1/2 ⑦ 1/3	<実施主体> ①～⑤⑦ 市区町村 ⑥ 都道府県 市区町村 <委託先> NPO法人等	実施主体 によって 異なる。	実施主体に よって異な る。	実施主体の 保育担当課	—	資料 16 ～22

	制)、⑤3歳児受入れ等連携支援事業、⑥医療的ケア児保育支援モデル事業、⑦認可外保育施設の衛生・安全対策事業		ため、保育園等において3歳児以降の子どもの受入れを重点的に行い、小規模保育事業所等と積極的に接続を行った場合に要する費用や、複数の家庭的保育事業者及び連携施設が保育環境の整備や経営の効率化を共同で行う体制作りをモデル的に実施するための費用の一部を補助する。 ⑥医療的ケアを必要とする障害児が、保育園等の利用を希望する場合の受入体制整備を行うために必要な経費の一部を補助する。 ⑦認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施するための費用の一部を補助する。									
15	保育対策総合支援事業費補助金(うち、①認可化移行調査・助言指導事業、②認可化移行移転費等支援事業)	①名称変更 ②継続	①認可化するにあたり障害となっている事由を診断するほか、指導監督基準を満たしていない認可外保育施設への指導を強化し、移行するための計画書の作成及び見直しに必要な費用の一部を補助する。 ②認可化するにあたり立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要な費用の一部を補助する。	(39,382の内数)	(38,144の内数)	1/2	<実施主体> ① 都道府県 市区町村 ② 市区町村 <委託先> NPO法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の保育担当課	—	資料23~24 <旧名称>①認可化移行調査費等支援事業
16	保育対策総合支援事業費補助金(う	継続	保育園等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育園職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意	(39,382の内数)	(38,144の内数)	1/2	<実施主体> 都道府県 市区町村 <委託先>	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の保育担当課	—	資料25

	ち、保育園等の質の確保・向上のための取組強化事業)		すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に必要な費用の一部を補助する。				NPO 法人等					
17	保育対策総合支援事業費補助金（うち、新たな待機児童対策提案型事業）	新規	待機児童対策協議会に参加する自治体を実施する待機児童解消に向けた先駆的な取組であって、厚生労働省が適当と認めた場合に費用の一部を補助する。	（39,382 の内数）	—	定額	<実施主体> 都道府県 市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の保育担当課	—	資料 26
18	保育対策総合支援事業費補助金（うち、保育所等業務効率化推進事業（保育所等における ICT 化推進事業）	継続	保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務の ICT 化を行うために必要なシステムの導入費用の一部の補助を行う。	—	（補正予算額 11,055 の内数）	1/2	<実施主体> 市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の保育担当課	—	資料 27
19	保育対策総合支援事業費補助金（う	継続	保育園等における事故を防止するための備品の購入に係る費用の一部を補助する。	—	（補正予算額 11,055 の内数）	1/2	<実施主体> 都道府県 市区町村 <委託先>	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の保育担当課	—	資料 28

	ち、保育園等における事故防止推進事業)						NPO 法人等					
20	母子家庭等対策総合支援事業費補助金(うち、子どもの生活・学習支援事業)	継続	放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行う事業。	(15,926の内数)	(16,695(うち補正予算4,469)の内数)	1/2	<実施主体> 都道府県、市町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の児童福祉担当課	—	資料 29 実施主体は、事業の全部又は一部をNPO 法人等に委託可。
21	次世代育成支援対策施設整備交付金(うち、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、地域子育て支援拠点事業所及び利用者	継続	児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、地域子育て支援拠点事業所及び利用者支援事業所の施設整備(創設、増築、増改築等)に係る経費の一部を補助する。	(15,736の内数)	(7,129の内数)	定額 (1/2 相当)	<実施主体> 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村 <設置主体> NPO 法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の児童福祉主管課	—	資料 30

	支援事業所に係る施設整備事業)											
22	地域生活定着促進事業	継続	高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者の社会復帰を支援するため、「地域生活定着支援センター」を整備し、福祉サービスにつなげるための準備を各都道府県の保護観察所と協働して進める。	(43,628の内数)	(38,493の内数)	定額	<実施主体> 都道府県 <委託先> 社会福祉法人 NPO法人等	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体の担当課	—	資料 31
23	社会福祉推進事業	継続	地域社会における今日的課題に対する先駆的・試行的な取組等に対する支援を通じて、社会福祉の発展改善等に寄与することを目的として実施する。	(43,628の内数)	(38,493の内数)	定額	採択された法人(NPO法人含む)	平成31年2月～3月に予定	事業計画書等を国に提出	厚生労働省 社会・援護局 総務課 03-5253-1111 (内線2891)	5件 55百万	資料 32
24	被保護者就労支援事業	継続	被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、以下の業務を実施する。 ・就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じるとともに、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、公共職業安定所への同行訪問等、就労に向けた支援、また個別求人開拓や就労後における職場定着に向けた支援 ・本人の希望や特性に合った就労の場につなぐため、求人開拓等が円滑に実施できるよう、地域の関係機関や団体等において、就労支援の連携体制を構築	(21,772の内数)	(21,772の内数)	3/4	<実施主体> 都道府県 市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人、NPO法人等	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体の生活保護担当課	—	資料 33

25	被保護者 就労準備 支援事業	継続	直ちに一般就労が困難な被保護者に対して、就労に向けた動機づけや基礎能力の形成を図るため、以下の支援を段階的に実施する。 ・日常生活習慣の改善のための支援 ・社会的な能力を身につけるための支援 ・就労意欲喚起や就労体験等の機会の提供等、就労活動や自立に至るまでの総合的な支援	(43,628の内 数)	(38,493の内 数)	2/3	<実施主体> 都道府県 市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人、NPO法人等	実施主体 により異なる	実施主体に より異なる	実施主体の 生活保護担 当課	—	資料 34
26	社会的な 居場所づ くり支援 事業	継続	被保護者の自立支援を推進するために、企業、NPO、市民等と行政との協働により、被保護者の社会的自立を支援する取組の推進を図る。	(43,628の内 数)	(38,493の内 数)	3/4	<実施主体> 都道府県 市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人、NPO法人等	実施主体 により異なる	実施主体に より異なる	実施主体の 生活保護担 当課	—	資料 35
27	居住の安 定確保支 援事業	継続	賃貸住宅等への入居希望者や入居者を対象に、家賃の代理納付の活用等の入居に関する支援や見守り等の日常生活支援を実施する事業。	(43,628の内 数)	(38,493の内 数)	3/4	<実施主体> 都道府県 市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人、NPO法人等	実施主体 により異なる	実施主体に より異なる	実施主体の 生活保護担 当課	—	資料 36
28	被保護者 家計相談 支援事業	継続	保護廃止が見込まれる被保護世帯に対する家計管理方法の提案や支援を行うとともに、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する、進学に向けた費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う。	(43,628の内 数)	(38,493の内 数)	2/3	<実施主体> 都道府県 市 福祉事務所を設置する町村 <委託先>	実施主体 により異なる	実施主体に より異なる	実施主体の 生活保護担 当課	—	資料 37

							社会福祉法人、NPO 法人等					
29	ひきこもり対策推進事業	継続	ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、相談支援等を通じて、ひきこもり状態にある本人の自立を促すことにより、本人及びその家族等の福祉の増進を図る。	(43,628 の内数)	(38,493 の内数)	1/2	<実施主体> 都道府県 指定都市 市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体の担当課	—	資料 38 ～39
30	地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業	継続	地域における福祉ニーズを踏まえ、地域住民相互の支え合いによる要支援者への見守り、生活支援といった共助の取組の基盤づくりを支援する。	(43,628 の内数)	(38,493 の内数)	1/2	<実施主体> 都道府県 市区町村 NPO 法人等 <委託先> NPO 法人等	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体の担当課	—	資料 40
31	被災者見守り・相談支援事業	新規	災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居した被災者は、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。 このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、応急仮設住宅に入居している期間、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行った上で、被災者を関係支援機関へつなぐ等の支援を行う。	(43,628 の内数)	—	原則 1/2	<実施主体> 都道府県 市区町村 NPO 法人等 <委託先> NPO 法人等	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体の担当課	—	資料 41
32	生活困窮者自立支援制度	継続	生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対し、包括的な相談支援、就労支援等を行い、その自立を促進する。 ①自立相談支援事業 ②住居確保給付金 ③就労準備支援事業	①② (21,772 の内数) ③～⑦ (22,043 の内数)	①② (21,772 の内数) ③～⑦ (21,383 の内数)	①② 3/4 ③④⑤※ 2/3 ⑤～⑦ 1/2	<実施主体> 都道府県 市区町村 <委託先> 社会福祉法人 NPO 法人等	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体の福祉担当課等	—	資料 42

			④一時生活支援事業 ⑤家計改善支援事業 ⑥子どもの学習・生活支援事業 ⑦その他事業			※①③⑤ を一体的に実施した場合						
33	社会福祉 振興助成 事業	継続	政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して生活できるよう支援することを目的に、民間の創意工夫ある事業に対して助成を行う。	608 (前年度同額)	608	定額	<実施主体> (独)福祉医療機構 <助成先> NPO法人等	平成31 年1月4 日～1月 31日	応募書類を メールにて 提出	厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 (内線2866)	約150件	資料43 ※予算 成立後 速やかに事業 実施が可能に なるよう、平成 31年度分の募 集は既に実施 済
34	自殺防止 対策事業	継続	自殺対策に取り組む民間ボランティア団体等の活動に対し、財政支援を行う。	(2,626の内 数)	(2,600の内 数)	定額	NPO法人等	平成31 年2月に 公募予定	事業計画書 の提出	自殺対策推 進室(内線 2838)	11団体 185百万円 (交付額:平 成31年1月 末時点)	資料44
35	樺太等残 留邦人集 団一時帰 国事業	継続	樺太等残留邦人に対する一時帰国の援助を行うとともに、樺太等残留邦人の永住帰国に関する意向及び永住帰国時期の調査等を行い、帰国希望者が円滑に帰国できるよう支援する。	33	35	10/10 ※委託 費の上 限額内 で交付	<実施主体> 国 <委託先> NPO法人等	平成31 年1月9 日公示	国に事業実 施計画書を 提出	社会・援護局 援護企画課 中国残留邦 人等支援室 03-5253-111 1(内線3465)	1件 35百万円	資料45

36	中国残留 邦人等 地域生活支 援事業	継続	地方自治体が実施主体となり、中国残留邦人等 が地域において生き生きと暮らすことができる よう、地域における多様な施設や活動をネッ トワーク化し、身近な地域での日本語教育支援 事業等の地域支援を促進する。	(14,757の 内数)	(17,110の 内数)	10/10	<実施主体> 都道府県 市区町村 <委託先> NPO法人等	実施主体 により異 なる	実施主体に より異なる	社会・援護局 援護企画課 中国残留邦 人等支援室 03-5253-111 1(内線3463)	NPO法人 への実績に ついては、実 施主体によ り実施方法 が異なるた め把握して いない	資料46
37	地域生活 支援推進 事業	継続	全国7か所に設置している中国帰国者支援・交 流センターで、より一層、地域に定着した中国 残留邦人等への支援が行われるよう、地域で活 動するNPO法人等との連携を推進し、活動を 援助する。	(7の内数)	(7の内数)	10/10 ※委託 費の上 限額内 で交付	<実施主体> 中国帰国者支援・交流 センター <委託先> NPO法人等	中国帰国 者支援・ 交流セン ターによ り異なる	中国帰国者 支援・交流セ ンターが実 施主体を選 定	社会・援護局 援護企画課 中国残留邦 人等支援室 03-5253-111 1(内線3463)	11件 1.6百万円 (平成31年1 月時点) ※センター によってN PO法人等 への委託状 況が異なる	資料47
38	障害者総 合福祉推 進事業	継続	障害者施策全般にわたり解決すべき課題につい て、現地調査等による実態把握や試行的取組を 通じて提言を行う。	(500の内数)	(400の内数)	定額	採択された法人(地方 公共団体、社会福祉法 人、NPO法人、社団法 人、財団法人等)	平成31 年2月5 日～平成 31年3月 5日	事業計画書 等を国に提 出	社会・援護局 障害保健福 祉部企画課 自治体支援 係 03-5253-111 1(内線3007)	4件 20百万円	資料48

39	地域生活支援事業	継続	事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業	(44,090の内数)	(45,071の内数)	1/2以内	<実施主体> 都道府県、市町村 <委託先、補助先> 社会福祉法人、公益法人、NPO法人等	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体の担当課	NPO法人への実績については、実施主体によって状況が異なるため把握していない	資料 49 ~51
40	地域生活支援促進事業	継続	発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等国として促進すべき事業について、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。	(5,396の内数)	(4,243の内数)	1/2又は定額 (10/10)	<実施主体> 都道府県、NPO法人等 <委託先、補助先> 社会福祉法人、公益法人、NPO法人等	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体の担当課	NPO法人への実績については、実施主体によって状況が異なるため把握していない	資料 52
41	障害者芸術文化活動普及支援事業	継続	障害者の芸術文化活動の相談支援・人材育成等の支援ノウハウを全国展開し、障害者の芸術文化活動のさらなる振興を図る。	(232の内数)	(213の内数)	1/2又は定額 (10/10)	<実施主体> 都道府県、NPO法人等 <委託先、補助先> 社会福祉法人、公益法人、NPO法人等	平成31年2月~3月(予定)	公募による事業計画書の提出	社会・援護局 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室 03-5253-1111 (内線3071)	11件 38百万円 ※実施主体によってNPO法人等への委託状況が異なる。	資料 53 ~54
42	依存症民間団体支援事業	継続	アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症者やその家族等の支援について、全国規模で実施している自助グループ等民間団体の活動(支援ネットワークの構築や相談支援、普及啓発活動等)に対して支援を行う。	(29の内数)	(18の内数)	定額 (10/10)	公益法人、社会福祉法人、NPO法人等	時期未定 (平成31年4月~5月頃に公募開始予定)	公募により事業計画書等を提出	社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課依存症対策推進室 03-5253-1111 (内線3100)	4件 7百万円	資料 55

43	社会福祉施設等施設整備費補助金	継続	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)等の規定に基づき、社会福祉法人等が実施する障害福祉サービス事業所等の施設整備に要する費用の一部を補助する。	(19,510の内数)	(12,162の内数(うち補正予算額5,008))	1/2	<実施主体> 都道府県、指定都市、中核市 <補助先> 社会福祉法人、医療法人、公益社団法人、NPO法人等	実施主体により異なる	実施主体を経由し、国(各地方厚生局)に提出	社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 03-5253-1111(内線3035)	NPO法人への実績については、実施主体によって状況が異なるため把握していない	資料56~58
44	地域支援事業交付金	継続	要支援・要介護状態になる前から介護予防サービスを提供し、効果的な介護予防システムを確立するとともに、地域の総合相談、権利擁護事業等を行う地域支援事業に対し交付金を交付する。 ①介護予防・日常生活支援総合事業 ②包括的支援事業 ③任意事業	(194,119の内数)	(198,754の内数)	① 25/100 ②、③ 38.5/100	<実施主体> 市町村 <委託先> NPO法人等	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体の担当課	—	資料59
45	地域医療介護総合確保基金	継続	平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等の整備等の促進のため必要な事業を支援する。	(54,944の内数)	(48,277の内数)	2/3	<実施主体> 都道府県 <委託先> NPO法人等	実施主体により異なる	管轄する都道府県に提出	各都道府県担当課	—	資料60~61
46	民間事業者と協働して行う地域福祉・健康づくり事業	継続	成果運動型報酬と民間資金の活用を特徴とする「ソーシャル・インパクト・ボンド」の枠組みを活用して社会的事業を試行的に実施することにより、社会的事業の評価指標、民間資金の獲得に向けた条件等について、検証を行い、保健福祉分野における社会的事業の開発・普及を目指す。	110	111	10/10	NPO法人等	平成31年4月下旬~5月下旬	厚生労働省政策統括官(総合政策担当)社会保障担当参事官室において公募	厚生労働省政策統括官(総合政策担当)社会保障担当参事官室(内線7695)	4件	資料62

合計 (内数事 業を除 く)	—	—	76,872 (増減額)	76,291	—	—	—	—	—	—	
			581 (増減率%)								
			0.8%								